

# 児童手当・児童育成手当

◆「子ども手当」から「児童手当」に変わりました

子ども手当は、平成24年4月から児童手当に変わりました。平成24年3月時点で子ども手当を受給している

## 平成24年度 児童手当等所得限度額

扶養	児童手当		児童育成手当	
	所得	給与収入目安	所得	給与収入目安
0人	622万円	833万円	360万4千円	518万円
1人	660万円	875万円	398万4千円	565万円
2人	698万円	917万円	436万4千円	613万円
3人	736万円	960万円	474万4千円	660万円

※4人以上の場合は、お問い合わせください。

た方は、手続きすることなく、継続して児童手当を受給することができます。

平成24年6月分から所得制限が導入されます(左上表)。所得制限を超える場合は、手当の月額が5千円になります。

問合せ 児童課 ☎042(346)9544

### ◆児童育成手当の申請はお早めに

児童育成手当(育成手当、障害手当)に該当する方で、申請をしていない方は早めに申請をしてください。手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。

5月申請分から平成23年分の所得で判定します(上表)。新たに該当すると思われる方は、早めに申請をしてください。

※平成23年分合計所得(収入が給与収入のみ場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額)から社会保険料控除相当額(一律8万円)および医療費控除などの各種控除額を差し

## 市立鈴木保育園 移行ガイド ラインを作成

市では、平成22年12月に策定した「公立保育園の運営のあり方に関する方針」に基づき、市立鈴木保育園を私立保育園に移行するにあたって、基本的な事項を定めた「小平市立鈴木保育園の私立保育園への移行ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインに基づき、平成27年4月に、現在、市民菜園「すずのき菜園」として使用している土地に、移行先となる新しい私立保育園を先行して開設します。鈴木保育園は平成27年度末まで現在の場所です。私立保育園に移行する予定です。新しい保育園の運営事業者は、平

引いた額が、所得限度額未満の場合に受けられます。

対象 次の児童を養育している方  
▽育成手当 次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童  
①父母が離婚  
②父または母が死亡  
③父または母が生死不明  
④父または母に1年以上遺棄されている  
⑤父または母が1年以上拘禁されている

⑥婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない  
⑦父または母に重度の障がいがある(身体障害者手帳1・2級程度)  
▽障害手当 次のいずれかに該当する20歳未満の児童  
①身体障害者手帳1・2級程度  
②愛の手帳1・3級程度  
③脳性まひまたは進行性筋萎縮症

※所得制限があります。また、状況によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

## すくすくレポーター募集

児童館のホームページに子どもに関する地域情報コーナーを作成するレポーターを募集します。

対象 ミーティング、取材などの活動に参加できる子育て中の方  
※活動日は月1・2回程度、水曜日の午前中。第1回は5月30日(水)(予定)。活動場所は小川町二丁目児童館または、花小金井南児童館です。

募集人数 8人程度  
任期 12月まで  
申込み 5月28日(月)までに、問合せ先へ  
問合せ 小川町二丁目児童館 ☎042(345)6454

## 子どもの手当・医療費助成

児童を養育している方に、手当の支給や医療費の助成を行っています(下表)。

対象	手当(月額)・助成額
児童手当	1人につき 3歳未満 15,000円 3歳~小学生(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 ※児童を養育している人の所得が制限額を超えている場合は、1人につき月額5,000円(平成24年6月分から)。
乳幼児医療費助成(乳)	市内在住の乳幼児(0歳~小学校入学前)を養育している方 健康保険による自己負担額
義務教育就学児医療費助成(学)	市内在住の小・中学生を養育している方 健康保険による自己負担額 ※通院は1回につき上限200円の自己負担あり。 ※入院・調剤などは自己負担なし。
児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方 ・父母が離婚 ・父または母が死亡または生死不明 ・父または母が1年以上拘禁されている ・父または母に1年以上遺棄されている ・父または母に重度の障がいがある ・婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない ※児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成は、児童に一定の障がいがある場合は20歳未満まで。 ※児童扶養手当は、公的年金を受給できる場合を除く。
児童育成手当(育成手当)	1人につき13,500円
ひとり親家庭医療費助成	健康保険による自己負担額の全部または一部
特別児童扶養手当	・身体障害者手帳1~3級程度 ・愛の手帳1~3級程度 ・上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいがある
児童育成手当(障害手当)	1人につき50,400円または33,570円
小平市中心身障害児福祉手当	1人につき15,500円 ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1~3級程度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症 ・身体障害者手帳1~4級 ・愛の手帳1~4級 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症 ・特殊疾病

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は、手当・医療費助成を受けられないことがあります。  
※児童育成手当(障害手当)と小平市中心身障害児福祉手当の併給はできません。

受給するには申請が必要です。過去に申請して、受けられなかった方も、受けられる場合があります。

手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。  
※乳幼児医療費助成(乳)以外は、

所得制限があります。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

## 外国人住民の方へ 仮住民票を送付しました

平成24年7月9日に新しい入管法・住民基本台帳法が施行され、外国人住民の方も日本人と同様に住民票に記載されることとなります。

平成24年7月9日に新しい入管法・住民基本台帳法が施行され、外国人住民の方も日本人と同様に住民票に記載されることとなります。

外国人住民の方に送付しましたので、記載内容を確認いただき、変更のある場合は、市民課の窓口にご本人が申し出てください。申し出に



よる修正などを経て、仮住民票の内容が、7月9日をもって住民票となります。

なお、簡体字など(中国簡体字、台湾繁体字などで日本の正字でない文字)は、対応する日本の正字になります。  
問合せ 市民課 ☎042(346)9805

## 住民基本台帳 閲覧状況を公表

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表します。平

## 中小企業者の 経営支援認定制度

国では、経営に支障が生じている中小企業者を対象に、資金繰り支援策を行っています。

制度を利用する場合は、主たる事業所所在地(法人は登記上の住所)の市区町村長の認定が必要です。

小平市長の認定を必要とする中小企業の方は、所定の認定申請書と必要書類を産業振興課(市役所4階)に提出してください。

各制度の取り扱いは、次のとおりです。

## 地元割当 都営住宅 入居者募集

市民を対象に、市内の都営住宅の入居者を募集します。

募集する住宅 世帯向(一般住宅募集)：2戸  
※津田町一・三丁目。

※3人以上の世帯向住宅の入居登録者を募集します。

主な申込資格 次の条件をすべて満たす方  
▽市内に居住する成年者(外国人登録者を含む)

## 6月 浸水対策強化月間

東京都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定めています。下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

また、東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」は、東京都下水道局のホームページ(http://www.gesui.metro.tokyo.jp)をご覧ください。

問合せ 東京都下水道局流域下水道本部 ☎042(527)4828

問合せ 市民課 ☎042(346)9544

## 30分から午後0時15分までも受付

※動く市役所の場合は、事前に巡回会場・日時をご確認ください。

※市民課では相談も行います(ほかは受付のみ)。  
問合せ 市民課 ☎042(346)9544

問合せ 市民課 ☎042(346)9544

問合せ 市民課 ☎042(346)9544